

四日市市農委告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第3回四日市市農業委員会月例総会の会場を変更したので次のとおりとする。

平成29年10月6日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

1 招集の場所

四日市市役所本庁舎 7階 部長会議室

(農業委員会事務局)